

令和2年第3回

# 長与町議会定例会会議録

令和2年9月 1日開会

令和2年9月15日閉会

長与町議会

令和2年第3回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和2年9月1日

本日の会議 令和2年9月1日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
参事 森本陽子君	主査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
総務部長 中嶋敏純君	企画財政部長 森川寛子君
建設産業部長 日名子達也君	住民福祉部長 栗山浩二君
健康保険部長 志田純子君	水道局長 辻田正行君
会計管理者 田中一之君	総務課長 荒木秀一君
秘書広報課長 中村元則君	契約管財課長 和田弘君
地域安全課長 宮崎伸之君	政策企画課長 荒木隆君
財政課長 木須紀彦君	土木管理課長 山崎昇君
都市計画課長 山崎禎三君	産業振興課長 川内佳代子君
福祉課長 山口聡一朗君	健康保険課長 小川貴弘君
介護保険課長 細田愛二君	教育長 勝本真二君
教育次長 山本昭彦君	教育委員会理事 金崎良一君
生涯学習課長 北野靖之君	代表監査委員 中川勝秀君

会議録署名議員

15番 西岡克之議員 1番 八木亮三議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時32分

## 令和2年第3回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会期 9月1日（火）～ 9月15日（火） 15日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
9	1	火	9 : 3 0	本会議	議長報告、行政報告、報告事項 議案上程（提案理由説明）
					一般質問（3名） （午後）吉岡議員・竹中議員 八木議員
				(全員協議会)	
	2	水	9 : 3 0	本会議	一般質問（5名） （午前）西田議員・松林議員 （午後）西岡議員・浦川議員 内村議員
	3	木	9 : 3 0	本会議	一般質問（2名） （午前）堤議員・河野議員
	議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）				
	4	金	9 : 3 0	委員会	付託案件審査
	5	土	—	休 会	
	6	日	—	休 会	
	7	月	9 : 3 0	委員会	付託案件審査
	8	火	9 : 3 0	委員会	付託案件審査
	9	水	9 : 3 0	委員会	付託案件審査
	10	木	9 : 3 0	委員会	付託案件審査
	11	金	9 : 3 0	委員会	付託案件審査
	12	土	—	休 会	
13	日	—	休 会		
14	月	9 : 3 0	委員会	付託案件審査予備日 委員長報告取りまとめ	
15	火	9 : 3 0	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）	

令和2年第3回長与町議会定例会  
議事日程（第1号）

令和2年9月1日（火）  
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	報告8	令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	
6	59	長与町税条例の一部を改正する条例	
7	60	長与町都市計画税条例の一部を改正する条例	
8	61	長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例	
9	62	令和2年度長与町一般会計補正予算（第4号）	
10	63	令和2年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	
11	64	令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
12	65	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
13	66	令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）	
14	67	令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	
15	68	令和2年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）	
16	69	令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	
17	70	令和元年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	
18	71	令和元年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
19	72	令和元年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
20	73	令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	

日程	議案番号	件名	備考
21	74	令和元年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
22	75	令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
23	76	令和元年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	
24	77	令和元年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について	
25	78	長与町教育委員会委員の任命について	
26	79	人権擁護委員の推薦について	
27	—	一般質問	

1	13番	吉岡清彦議員 ① 自治会や住民の町行政機関や諸団体との有り方について ② 危険な場所の改修、改善について ③ 中尾城公園の今後の有り方について
2	14番	竹中悟議員 ① 新型コロナウイルス感染症対策について ② 図書館用地の有効活用について
3	1番	八木亮三議員 ① 高齢者を狙う悪質商法への対応について ② 本町の職員採用および組織内における男女共同参画の考え方について
4	3番	西田健議員 ① 町の情報発信について ② 協働の町づくりに必要な人材確保と育成について
5	2番	松林敏議員 ① 図書館事業について ② 長与南小学校体育館雨漏りについて
6	15番	西岡克之議員 ① 本町の道路行政について ② 災害対策について
7	4番	浦川圭一議員 ① 定住人口と交流人口の拡大について ② 「クリーンパーク長与」の運営に係る両町の運営費の負担割合について ③ 防災無線の難聴地域対策について
8	7番	内村博法議員 ① 本町の防災対策について ② ICT（情報通信技術）の利活用について
9	11番	堤理志議員 ① 生活環境について ② コロナ禍での文化活動の振興について
10	12番	河野龍二議員 ① 新型コロナウイルス対策について ② 災害対策について

## ○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染予防のため場内でのマスク着用をお願いいたします。次に、新型コロナウイルス感染防止のため、消毒作業を簡素化するため、提案理由説明を除く報告案件につきましては、執行側には自席より発言していただくこととしますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いをいたします。

次に、議場での上着着用についてお諮りをいたします。エアコンの効きがよくありませんので、この際、今定例会においては議場における上着着用義務を撤回し、上着無しとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、今定例会については、議場における上着着用義務を撤回し、上着無しを認めることにいたします。

それでは、ただいまから令和2年第3回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、15番西岡克之議員、1番八木亮三議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの15日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月15日までの15日間に決定しました。

日程第3、議長報告を行います。議長報告であります。お手元に配布したとおりであります。これで議長報告を終わります。

次に、請願陳情について申し上げます。請願、陳情につきましてはありません。

日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

## ○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。それでは早速、行政報告をさせていただきます。さて令和2年第3回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には大変御多用の中に御出席をいただき厚く御礼申し上げます。本日から開会をしていただくわけですが、今議会におきましても令和元年度一般会計をはじめ、各会計の歳入歳出決算の認定についてなど、多くの議案をお願いいたしております。長期間になるかと思いますが、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、6月から8月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に配布のとおり、例年であれば各種大会や総会などが開催される時期ですが、新型コロナウイルスの感染防止のため多くが中止や書面決議での開催となっております。

ます。主要な部分のみの御報告とさせていただきたいと思っております。まず7月でございますが、2日には、高田南土地区画整理事業及び都市計画道路西高田線の整備促進につきまして、国土交通省などへ要望を行ってまいりました。19日には、大村湾沿岸一斉清掃を実施いたしております。大村湾漁協、長与港湾利用者の皆様などに御協力をいただき、湾内の流木や空き缶、ペットボトル、プラスチックごみなどの回収と沿岸の清掃活動を行いました。御協力をいただきました皆様には深く感謝を申し上げる次第でございます。8月に入りまして、町内で新型コロナウイルスのクラスターが発生し、対策本部会議におきまして公共施設を休館とするなどの対策につきまして協議を重ねてまいりました。9日の長崎原爆の日には、原爆犠牲者の慰霊のために例年実施をしております原爆受難者慰霊祭を執り行いました。19日には、長与川まつり実行委員会が開催され、今年度の開催につきまして検討をしていただきましたけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため川清掃やイベント、花火を中止とし神事のみ開催することとなりました。川まつりを心待ちにされていた町民の皆様には残念な結果でございますが、来場者の安全を最優先に考えての判断となりますので、御理解のほどよろしく願います。小中学校では、新学期を迎えようやく平穏を取り戻したようにも見えますけれども、引き続き新しい生活様式の定着を図るなど、感染症対策に取り組んでまいります。次に載せております5,000万円未満の入札結果と併せまして御参照いただければと存じます。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で行政報告を終わります。

日程第5、報告8令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは報告8につきましては、所管より報告させていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

皆様おはようございます。それでは報告8令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告をいたします。まず1.健全化判断比率は、実質赤字比率と連結実質赤字比率では比率が算出されず、実質公債費比率は7.5%、将来負担比率は5.4%でございました。いずれの比率も早期健全化基準及び財政再生基準を下回っております。また、2.資金不足比率は、水道事業会計、下水道事業会計及び長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計の3つの会計で、いずれの会計も実質赤字に相当する資金の不足額がなく、資金不足比率は算出されてお



りません。以上、御報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第6、議案第59号長与町税条例の一部を改正する条例から日程第8、議案第61号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ただいま一括提案となりました議案第59号から61号につきまして、提案理由を申し上げます。初めに議案第59号長与町税条例の一部を改正する条例及び議案第60号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、原則として同日施行されたことに伴い、長与町税条例及び長与町都市計画税条例の一部を改正するものでございます。

まず、議案第59号でございます。今回の税制改正の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、新型コロナウイルス感染症等に係る税額控除の特例及び徴収猶予の特例に係る手続き等を新たに定めることが主なものでございます。第1条中附則第10条は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対し、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置を行うことによる条文の整理を行うものでございます。附則第10条の2は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、わがまち特例の適用対象が拡充されたことに伴い特例割合を定めるものでございます。附則第15条の2は、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長することによる条文の整理でございます。附則第24条は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続き等について規定をしております。第2条中附則第25条は、中止等をされた文化芸術、スポーツイベントについて、チケットの払い戻しを放棄することを選択された場合、その金額分を寄附とみなし、所得税において寄附金控除の対象となるもののうち住民の福祉の増進に寄与するものとして、町長が認めるものについて個人住民税の税額控除の対象とするものでございます。附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅借入金等特別税額控除の適用要件を弾力化する措置が講じられたことに伴い所要の整理を行うものでございます。附則でございますが、本条例の施行を公布の日からとしております。ただし、第2条の規定につきましては、令和3年1月1日から施行するとしておるところでございます。

続きまして、議案第60号でございます。附則第16項は、固定資産税等の課税標準の特例について、地方税法の改正に伴う所要の整理を行うものでございます。附則でござ

ございますが、本条例の施行を公布の日からとしております。ただし、第2条の規定につきましては、令和3年1月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第61号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年5月25日以降新たに通知カードを発行する手続が廃止されたことにより、所要の改正を行うものでございます。別表中の48番目の項、通知カード再交付手数料1件500円を削除し、後続の項を繰り上げるものでございます。附則では、施行日を公布の日からとしております。

以上が議案第59号から第61号の提案理由でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

日程第9、議案第62号令和2年度長与町一般会計補正予算（第4号）から日程第16、議案第69号令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）までの8件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

ただいま一括提案となりました議案第62号から第69号につきまして、提案理由を申し上げます。初めに議案第62号令和2年度長与町一般会計補正予算（第4号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億905万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額を190億4,556万7,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページ以降の第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の9款地方交付税は、令和2年度における普通交付税の確定に伴い予算未計上分を計上いたしております。13款国庫支出金では、災害復旧費負担金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を計上いたしております。14款県支出金では、長崎県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費補助金、農地災害復旧費補助金等を計上。17款繰入金では、前年度決算額確定による駐車場事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計からの繰入金を計上。また、財政調整基金及び減債基金への繰り戻しを行っております。20款町債では、発行可能額が確定した臨時財政対策債の増額及び7月の豪雨災害を伴う、がけ崩れ対策事業充当起債、災害復旧事業充当起債を追加計上いたしております。

続いて3ページから4ページまでの歳出の主なものを御説明いたします。2款総務費では、ふれあいセンターの屋上雨漏りに係る修繕料等を計上。3款民生費では、新型コロナウイルス感染症の影響による児童虐待やドメスティック・バイオレンスの予防、防止に向けた見守り事業として支援対象児童等見守り強化事業補助金を、また、国の特別

定額給付金の対象とならなかった乳児を対象として、乳児のための臨時特別給付金等を計上いたしております。4款衛生費では拠点回収に係る収集運搬委託料等を計上。6款農林水産業費では農道等補修工事費を計上。7款商工費は歳入での新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上に伴う財源の組み替えで、歳出額の増減はございません。8款土木費では、がけ崩れ対策事業及び公園整備工事費等を計上。9款消防費では避難所における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費等を計上。10款教育費では電子書籍の閲覧を可能とする電子図書館システムの導入経費、また役場への来庁を不要とする体育施設予約管理システムの改修業務経費及び長与三彩窯跡地の購入費等を計上いたしております。11款災害復旧費では農業用施設等災害復旧費及び道路等災害復旧費を計上。12款公債費は歳入における減債基金繰入金の減額補正に伴う財源の組み替えでございまして、歳出額の増減はございません。5ページから6ページまでの第2表地方債補正では、発行可能額が確定した臨時財政対策債の限度額の変更及びがけ崩れ対策事業、農林水産業施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業に係る限度額の追加をお願いいたしております。

以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照していただきたいと思っております。

続きまして、議案第63号令和2年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ143万1,000円を追加いたしまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ876万7,000円とするものでございます。それでは歳入につきまして御説明をいたします。予算書の2ページをお開きください。2款繰越金1項繰越金は、令和元年度の駐車場事業特別会計決算における剰余金の確定に伴い、143万1,000円を増額計上いたしております。次に歳出につきまして御説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費2項繰出金でございますが、一般会計繰出金143万1,000円を増額計上いたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので御参照願います。

続きまして、議案第64号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,889万4,000円を追加いたしまして、補正後の総額を40億6,747万5,000円とするものでございます。それでは歳入につきまして御説明いたします。予算書の2ページをお開きください。7款繰越金1項繰越金は、令和元年度決算に伴う繰越額が確定しましたので、9,889万4,000円を増額計上いたしております。次に歳出につきまして御説明をいたします。3ページをお開きください。7款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、令和元年度特別調整交付金及び令和元年度特定健康診査等負担金の返還額の確定により99万円を減額計上いたしております。8款予備費1項予備費は、収支の調整として9,988万4,000円を増額計上いたして

おります。以上が今回の補正予算の内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

続きまして、議案第65号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ105万9,000円を追加いたしまして、補正後の予算の総額を5億3,847万3,000円とするものでございます。それでは歳入につきまして御説明を申し上げます。予算書の2ページをお開きください。4款繰越金1項繰越金は、令和元年度決算に伴う繰越額が確定しましたので、105万9,000円を増額計上いたしております。

次に歳出につきまして御説明申し上げます。3ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金は、令和元年度からの繰越金のうち、出納整理期間に収納した令和元年度の保険料を納付金として後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございまして、102万7,000円を増額計上いたしております。3款諸支出金2項繰出金は、令和元年度決算に伴う繰越金から広域連合納付金を差し引いた額を一般会計に繰り出すものでございまして、3万2,000円を増額計上いたしております。以上が今回の補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので御参照願います。

続きまして、議案第66号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定におきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億7,886万円を追加いたしまして、補正後の総額を34億9,777万1,000円とし、介護サービス事業勘定におきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ79万8,000円を追加いたしまして、補正後の総額を2,831万4,000円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明をいたします。保険事業勘定の歳入につきまして、3款国庫支出金1項国庫負担金並びに5款県支出金1項県負担金は、令和元年度介護給付費の確定に伴う追加交付分でございます。8款繰越金1項繰越金は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上いたしております。続きまして歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、令和元年度の介護給付費、地域支援事業費及び低所得者保険料軽減額の確定に伴う国、県並びに社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。7款予備費1項予備費は、歳入の補正額から歳出予定補正額の差引額を計上いたしております。

次に4ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入につきまして、2款繰越金1項繰越金は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上いたしております。5ページをお開きください。2款予備費1項予備費は、歳入の補正額を予備費として計上するものでございます。以上が補正予算の内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

続きまして議案第67号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会

計補正予算（第1号）につきまして予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,167万1,000円を追加いたしまして、補正後の総額を14億2,834万6,000円とするものでございます。それでは歳入について説明をいたします。予算書の2ページをお開きください。4款繰越金1項繰越金1億4,167万1,000円は、前年度決算に伴う繰越金を計上いたしております。

次に歳出について説明いたします。3ページをお開きください。1款土木費1項都市計画費1億4,167万1,000円は、歳入で御説明いたしました前年度決算に伴う繰越金を高田南土地地区画整理事業における県への委託金として計上するほか、県施行以外となります区画整理区域外の造成協力地に対する用地処理につきまして、測量費、用地費及び補償費を計上しております。以上が今回の補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので御参照をお願いいたします。

続きまして、議案第68号令和2年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして予算書の1ページをお開きください。今回の補正は第2条におきまして、債務負担行為を新たに第5条に追加するものでございます。内容につきましては、長与町浄水場運転管理業務委託の期間及び限度額を定めるものであります。以上が今回の補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので御参照願います。

続きまして、議案第69号令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして予算書の1ページをお開きください。今回の補正は第2条におきまして、当初予算第5条債務負担行為の補正といたしまして、長与町下水道施設維持管理業務委託の期間及び限度額を追加するものでございます。以上が今回の補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので御参照願います。

以上が議案第62号から69号の提案理由でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

日程第17、議案第70号令和元年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第24、議案第77号令和元年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてまでの8件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

ただいま一括提案となりました議案第70号から第77号につきまして、提案理由を申し上げます。まず議案第70号令和元年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第75号令和元年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの議案6件につきまして、提案理由を申し上げます。本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の決算審査意見書を付けま

して、議会の認定に付するものでございます。決算額といたしましては、一般会計が歳入総額135億8,543万5,628円、歳出総額127億3,762万9,911円。駐車場事業特別会計歳入総額915万5,294円、歳出総額772万2,642円。国民健康保険特別会計歳入総額40億5,327万2,849円、歳出総額39億5,437万7,414円。後期高齢者医療特別会計歳入総額5億1,329万2,289円、歳出総額5億1,223万2,635円。介護保険特別会計の保険事業勘定歳入総額29億1,581万359円、歳出総額27億4,078万347円。同じく介護サービス事業勘定歳入総額3,222万2,516円、歳出総額3,142万3,117円。土地区画整理事業特別会計歳入総額7億2,533万3,634円、歳出総額5億8,166万1,765円となっております。

次に、議案第76号令和元年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算の認定について及び議案第77号令和元年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての議案2件につきまして、提案理由を申し上げます。本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づく剰余金処分、併せて同法第30条第4項の規定に基づく決算を監査委員の決算審査意見書を付けまして、議会の認定に付するものでございます。その内訳といたしまして、水道事業におきましては、事業収益7億8,899万8,028円、事業費用6億9,574万3,752円、資本的収入2億3,475万396円、資本的支出4億8,843万3,294円、当年度純利益7,566万1,791円、当年度未処分利益剰余金1億4,897万1,287円。

下水道事業におきましては、事業収益が10億1,140万8,416円、事業費用8億9,980万9,642円、資本的収入4億6,831万6,342円、資本的支出8億2,268万8,578円、当年度純利益は8,153万1,587円、当年度未処分利益剰余金は2億7,010万2,168円となっております。

以上が議案第70号から第77号までの各会計の決算等の説明でございます。詳細等につきましては、一般会計特別会計においては歳入歳出決算事項別明細書及び主要な施策の成果に関する報告書、企業会計におきましては決算附属書類を添付いたしておりますので御参照賜りたいと考えます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

次に、代表監査委員に決算審査の報告を求めます。

中川代表監査委員。

#### ○代表監査委員（中川勝秀君）

皆さんおはようございます。大変お疲れ様です。監査委員の中川です。よろしくお願ひいたします。それでは、議長から許可をいただきましたので、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、令和元年度長与町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに基金について、審査した結果を御報告いたします。意見書の1ページをお開きください。審査の対象として、令和元年度の長与町一般会計、駐車場事業

特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計の歳入歳出決算と基金の運用状況について実施いたしました。審査の期間は、令和2年7月8日から7月29日まで行いました。審査の方法は、町長から提出された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、会計管理者、各部長、各理事、各課長、関係職員の出席を求め、説明を聴取し、関係法令に準拠し調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理運営は適正であるか、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係帳簿及び証拠書類との照合など、通常実施すべき書類審査の方法のほか、現地調査、備品調査も実施し、慎重に審査を行いました。提出された資料の計数審査の結果、一般会計及び特別会計決算は、関係法令に準拠し作成され、決算計数は関係諸帳簿と証拠書類を照合した結果、誤りのないものと認めました。各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿と証拠書類は符合しており、誤りのないものと認めました。各会計と基金、町債の詳細につきましては、2ページから22ページに記載していますので御参照ください。なお、今回の審査報告は、新型コロナ感染拡大の中、詳細説明は省略させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、水道、下水道事業会計決算審査報告を行います。地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和元年度長与町水道事業会計、下水道事業会計の決算について、審査した結果を御報告いたします。お手元の意見書23ページからを御参照ください。審査の期間は、令和2年7月2日、3日に実施しました。審査の方法は、町長から提出された決算報告書及び財務諸表、決算附属書類など政令で定められた書類について、水道局長、各課長、関係職員及び会計管理者の出席を求め、説明を聴取し、決算計数の確認及び分析を行い、経営成績、財政状態の把握、経済性の発揮、公共性の確保を主眼として審査を行いました。審査の結果として、各会計の決算報告書、財務諸表及びその他の書類は、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成され、その計数は正確で令和元年度における経営成績及び当該年度末の財政状況は、適切に表示されていた。また、当年度における各事業の予算執行の結果は、適正に執行されていることを認めました。なお、今回の審査報告は先の一般会計と同様に、新型コロナ感染拡大の中、詳細説明は省略させていただきましたので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第25、議案第78号長与町教育委員会委員の任命について、日程第26、議案第79号人権擁護委員の推薦についての2件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは議案第78号及び第79号につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに議案第78号長与町教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。長与町教育委員として平成29年10月から1期3年間にわたり、長与町教育行政の推進のために御尽力をいただいております廣田敬子委員の任期が今月末をもって満了いたします。私といたしましては、引き続き長与町教育委員として任命したいと考えておりますので、御提案を申し上げ議会の同意をお願いする次第でございます。廣田氏につきましては、嬉里郷にお住まいでございます。これまで長与町の教育振興のために御尽力を賜っており、教育関係に深い理解と意欲をお持ちの方でございます。人格識見ともに長与町教育委員として適任者であると確信をいたしておりますので、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして議案第79号人権擁護委員の推薦につきまして、任期満了により退任された委員の後任として金村真智子氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。金村氏は、昭和49年4月から薬剤師として長崎県赤十字血液センターに長年勤務され、同センター検査課長を最後に退職されております。その後、現在に至るまでは、自治会役員などとして地域振興に御尽力されるなど精力的に活動をされております。そのほか住所等につきましては、お手元の議案書に記載のとおりでございます。人格識見が高く広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い御理解のある方と確信をしておりますので、御推薦くださいますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

場内の時計で13時まで休憩をいたします。

引き続き10時30分より全員協議会を会議室で行いますので、議員の皆様方はお集まりください。

（休憩 10時14分～13時00分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第27、これから一般質問を行います。通告順に発言を許します。

質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明にお願いします。

なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、吉岡清彦議員の①自治会や住民の町行政機関や諸団体とのあり方について、②危険な場所の改修改善について、③中尾城公園の今後のあり方についての質問を同時に許します。

13番、吉岡清彦議員。

○13番（吉岡清彦議員）

皆さんこんにちは。1番目ということで緊張しておりますけども、今年も自然災害が発生しました。身近な諫早市でも亡くなった方がおられます。本当にお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々の早い復興を願っております。また今後は台風のシー



ズンになってまいりますけども、行政の皆さん方、またひとつ緊張感をもって危機管理をよろしくお願ひしたいと思っております。

では、質問に入ります。大きな点で3つあるわけですけども、1番目の自治会や住民の方々の町行政機関や諸団体とのあり方についてでございます。(1)町の機関や諸団体として各学校や各地区コミュニティ、各地区公民館、あるいは各校区の青少年育成連絡協議会、自治会長会、あるいは子ども会などがあると思います。各自治会や住民はどのような基準で、それぞれの機関諸団体に参加活動しているのかをお尋ねいたします。2番目として、長与ニュータウンはちょっと例に挙げてますけども、長与ニュータウンの中に吉無田郷と三根郷があるわけですけども、吉無田郷の自治会や住民が洗切小学校区内の機関や諸団体に加入し、参加して活動しておられます。それからすると、緑ヶ丘自治会や住民の方が長与小学校区内の機関や諸団体に参加できるよう移行すべきだと思うがどうか。特に児童生徒たちは長与小学校区機関や諸団体との関連が一体となり強くなると思います。また、安全面や利便性も有利であると思っております。移行することによって、町長の基本理念である「幸福度日本一」に向け、あるいは「住み続けたい長与」と一致するんじゃないかと思っております。(3)番目で学校選択制のその後の協議はどうなっているか。ちょっと全協でありましたけれども、改めてこの場所で正式に、公に分かるように私なりに質問したいと思っております。よろしくお願ひします。

大きな2番目、危険な場所の改修、改善についてでございます。(1)でございます。2019年、令和元年5月8日に大津市で園児を巻き込む悲惨な交通事故が発生し、注目されました。2年目に入っております。町においても交差点付近にポールなどを設置すべきと、すぐ提案、提言してきました。その後、最近見ていると、県道、国道にガードポールが設置されております。町道においても早急に設置すべきと再度提案します。特に役場前の交差点は非常に危険ではないかといつも思っております。(2)トイレのドアのことですけども、ドアには内開きと外開きがあるわけですけども、今、マスク着用、熱中症などの影響で、トイレ内で意識不明になることがあるんじゃないかと私なりに思っております。内開きでは発見や救助が困難を要するんじゃないかと思っております。よって、改修、改善に取り組むべきと思うがどうか。よろしくお願ひします。

大きな3番目です。中尾城公園の今後のあり方について。先人の教えに3つの鏡というのがあります。銅、歴史、人というのが3つあるわけですけど、それに基づいて質問いたします。(1)中尾城公園のスパイラルスライダーについて、7月19日付の新聞に「利用再開の可能性は低い」と町長が答えておられます。新聞に載っておりましたね。ということは、今は低いが先々にまた再開するのではないかという疑問がありました。どうということかということですね。(2)これも新聞ですけども「断念した場合でもスライダーは残す方針」と答弁があつております。今までも撤去すべきと提案、提言したわけですけども、なぜなら利用者も減っておるし、また、事故が発生して5年間も放置されておるといふ、こういう歴史が示す物件を残すということは考えないと思います。

以前は町長もランドマークとかシンボルとかいうことで残すということも発表されておりました。だからそういうことも頭にあるのか、お答え願いたいと思います。ひょっとしたら、何年先になるか分かりませんが、次期町長がなったときには、長与町において大事な物件とは思えないから残すことは考えないということで撤去するんじゃないかと思っております。だから今、吉田町長が決断すべきだと思います。なぜ残すか、その大義を、大きな理由をお伺いしたいと思います。(3)がスライダーにカビやばい菌とか細菌、コロナなんかもありますけども、どういう菌があるか分かりませんが、発生する可能性もあるんじゃないかという気持ちでおります。どう対応するかですね。それと(4)魅力ある中尾城公園とするために、どのようにしていくのかお伺いします。中尾城公園は平地ではないので小高い丘が両側にある。それを利用して吊り橋なんかを設置して観光客を呼ぶとか、そういうこともできるんじゃないかと思っておりますので、提案したいと思います。以上よろしくお伺いいたします。また質問席で質問いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、本議会の最初の質問者であります吉岡議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。1番目2点目と3点目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは、そのほかの御質問につきましてお答えをいたしたいと思っております。1番目1点目の自治会や住民の町行政機関や諸団体とのあり方ということの御質問でございます。まず、各学校、小学校区青少年育成協議会などの機関団体につきましては、子どもたちが通われる学校、各小学校区青少年育成協議会に所属することが基本でございます。一方で、地縁団体であります自治会や各地区コミュニティにつきましては、自治会は住所登録地、地区コミュニティは各組織がある学校区の自治会が基本と考えております。しかしコミュニティの活動につきましては、学校選択制度により自治会単位ではなく、個人が校区を選択できることから、自治会単位で活動に参加することになりますと、子どもたちの地域における活動に支障が出ます。そのことから、選択者に対しても各地域で行事の案内をするなどし、参加できる体制を各コミュニティの中で検討されておるところでございます。

2番目1点目の交差点の安全対策という御質問でございます。昨年の大津市の事故後、議員御指摘のとおり県により長与町内の国県道6か所の交差点におきましてガードポールの設置工事を行っております。町におきましても、町道において右折帯の有る交差点につきましては、県や警察、地元等と協議を行い、サニータウンの交差点にガードパイプの設置工事を行っております。議員御指摘の長与中央橋前交差点につきましては、ガードポールなどの安全対策施設の設置位置が橋梁の本体部分となるため、現在検討しております。ほかの交差点につきましても、安全であるか調査をしてみたいと考えております。

続きまして2番目2点目のトイレのドアの改修、改善についての御質問でございます。トイレのドアは一般住宅では外開き、公共施設では内開きが主流でございます。これは住宅におきましては、狭い空間であるトイレで具合が悪くなった場合、外開きであればすぐに救出ができることなど安全面を考えたことから、外開きが主流となっております。一方、公共施設では内開きが主流となっております。その理由といたしましては、多くの方が利用するトイレで外開きにしてしまうと、ドアの外側にいる方にぶつかる、そして怪我をさせてしまいますので内開きになっているところが現状でございます。公共施設などはトイレの空間を十分に確保していることが多く、扉を内開きにしてもトイレの空間が狭いということもなく、より安全に多くの方に利用してもらいやすい工夫がされております。しかし、御指摘のとおりトイレの中で具合が悪くなり倒れるケースなどを考えますと、新しい施設ばかりではありませんので、施設ごとに配置や規模の違いなどを、検証していく必要があるものと考えております。

3番目1点目のスパイラルスライダーの今後についての御質問でございます。これまでスパイラルスライダーにつきましては、利用者の安全を最優先に考え、利用再開に向け検討をしております。部分改修による改修方法では、改修はできますがどうしても安全性の確保が難しいという結論に達しました。全面改修による改修では、安全性の確保は可能でありますけれども、想定を大きく超える費用が掛かるということになります。したがって、スパイラルスライダーの改修は行わず、今後は使用しないということしていきたいというふうに思っております。

次に3番目2点目のスパイラルスライダーの撤去についての御質問でございます。撤去につきましては、今後の検討課題の1つであると認識をしております。しかしながらこれまでの点検結果等によりますと、著しく劣化が進行しているなどの報告は出ていないこと。また、撤去には多額の費用が生じることを鑑みますと、今すぐに撤去することは考えておりません。撤去時期につきましては、安全面、経済面、構造面などを考慮しつつ、総合的に判断していきたいと考えております。

3番目3点目のスライダー内のカビやばい菌の発生についてのお尋ねでございます。使用中止後、清掃等は行っておりませんので、苔などがスライダーに付着しておるかとは思っております。今後とも、景観を損ねることがないように適切に対応してまいりたいと考えております。

3番目4点目の魅力ある中尾城公園とするために吊り橋などを併設してはどうかという御質問でございます。中尾城公園の来場者数は、スパイラルスライダーの使用中止後、およそ1万人の減少が見られます。魅力ある中尾城公園とするためにも、草スキー場や遊具の更新に加え、議員御提案の吊り橋など新たな施設の整備も含め、町民の皆様から親しまれ、愛される公園となるよう、現在の地形を生かしたりリニューアル等を検討していきたいと考えております。御提案、誠にありがとうございます。

私からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、私の方から吉岡議員の御質問にお答えいたします。1番目2点目の緑ヶ丘自治会や住民は長与小学校区内の機関や諸団体に加入参加できるよう移行すべきと思うがについての御質問でございます。全員協議会で御説明いたしましたとおり、令和8年度の小学校入学生から学校選択制を廃止するに当たり、緑ヶ丘自治会を長与小学校校区とする答申が通学区域検討委員会から出されました。今後、説明会を開き、御意見等を聴取しながら決定へ向かっていきたいと思っております。現段階におきましては、このような状況であります。議員の御提案につきましては、自治会やPTA等の関係団体への説明会において、通学区域に関し御理解いただいた上で、その後、自治会やコミュニティ連絡協議会でも協議がなされていくものと思っております。

次に、1番目3点目の学校選択制のその後の協議についての御質問でございますが、令和8年度からの選択区域の廃止に伴う具体的な小学校通学区域並びに中学校通学区域について、8月に開催しました通学区域検討委員会に諮問いたしましたところ、次の3点について答申されました。1点目は、緑ヶ丘自治会につきまして長与小の通学区域とすること。2点目は、現在長与南小の通学区域であり、高田小との選択区域としている東高田自治会の一部並びに西高田自治会の一部を高田小の通学区域とすること。3点目は、中学校の通学区域については小学校卒業時に複数の中学校に分かれることなく、長与中の通学区域は長与小、長与北小の通学区域、長与第二中の通学区域は洗切小、長与南小の通学区域、高田中の通学区域は高田小の通学区域とすること。以上であります。

全員協議会の折にお時間をいただき、この概要について説明させていただきましたが、こののち全てのコミュニティ運営協議会、学校運営協議会、学校支援会議、各PTA等に説明し、多くの御意見をいただいたのち、今年度末までには教育委員会で決定したいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

大体、大まかにアウトラインが分かってまいりました。まず1点目の自治会の活動基準の単位ということで、小学校区の育成協議会の校区内でやるということで発表がっております。1つの基準が分かっておりますので、それでよしといたします。あと（2）と（3）ですけれども、（3）の方を先に聞いてから（2）の方に戻りたいと思っております。今もちょっとあっておりますけれども、地区内の住民の方、あるいは子どもたちの関係の方々に対する説明を今からやっていくというわけですが、大体どれぐらいをめどに、そういうのをやっていって、どういう形で最終的な委員会の決定をやっていくのか。もし、そういう何か大まかな日程、進行計画があればよろしくお願いま

す。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず、最後のお尻の方を決めるという点で、先程、教育長答弁にもありましたように今年度末には教育委員会で決定をしたいと思っております。本日、全員協議会で御説明させていただきましたが、この御意見をいただいたことも参考にしながら、今後、まずはコミュニティ協議会の方にお話を持っていきたいと考えておるところですが、このコロナの状況の中で、その会議が近々に持たれるところが無いというふうなことです。この方法については、丁寧に説明ができるように今後も考えていきたいと思っております。その点で、何月にコミュニティ協議会に、あるいは自治会に説明するということが、ここで確定のお答えができないというところが今現状の回答でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

こういう状態が確かに心配するわけですが、もし、直にそういう説明ができなかった場合でも、今年度末にはもう決定したい。それでいくということでもいいんですかね。再度、お願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

説明会は必ず開きたいというふうに思っております。また御意見は必ず聴取をして、そして今年度末には決定をしたいということで考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

そうしたならば、検討委員会で満場一致だったのか、やっぱり洗切校区にしなきゃならないという意見があったのか。そこのところよろしくお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

この答申については、満場一致でいただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

今後そういうことで進行して決定するんじゃないかと思っております。答申ですから、

それに基づいて慎重にやっていくわけでしょうけども。そこで2番目に戻って、それが決定すれば2番目に言ってる緑ヶ丘自治会とか住民の方々の町とか諸団体に対する活動参加、それが長与小校区の方に入っていくとそういうことでいいわけですかね、答申どおりいけばですね。ちょっとそここのところ再度お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

答申につきましては、子どもが通う学校の校区ということで答申をいただきましたので、自治会の活動でありますコミュニティの協議会の範囲をここで決定するものではないというふうに認識をしております。先程、教育長答弁にもありましたように、これがもし仮にこのまま決定したとすれば、このあとそれぞれの自治会あるいはコミュニティ協議会で協議がされるのではないかとというふうに捉えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

教育委員会の分野と、今後こちら側になって行政担当になってくるわけですが、担当としては、こういうのが今進行してるわけですね。ということは、そちらの方でもそれに向かって対応していくということでもいいわけですかね。ちょっとお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

コミュニティにつきましては学校区の形で各コミュニティが形成されておりますので、そのとおりになっていくものと考えております。しかしながら、教育委員会の方からお話がありましたように、自治会、各コミュニティと相談しながら、子どもたちがより安全で安心して通えるような体制をとっていきたいというふうに、各会長からも確認を取っております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

今日、全協で出て、ちょっと涙が出るような、大いに決断がされたなと嬉しく思ったわけですが、お互いがやっぱり楽しくいける地域づくりというか、学校づくりとか、そういうのに向かって、お互いが連絡しながらやってもらえればと思っております。

今度は交差点です、大きな2番目。長与町においてサニータウンは確か6月議会だったかな、僕が質疑したときにそうおっしゃってたですね。それも大事ですけども、なぜ、これを私がすぐ、この事件が起きたあと言ったかと言いますと、何回も言いますように役場前のあの通りは、時差式信号で結構ピューと走ってくるわけですね。向こうとして

は信号どおり一生懸命に来るわけですから正しいわけですね。しかし今度、焼き鳥屋から右折する、ニュータウンから下って役場に行くときには右折ができるわけです。あれをずっと見ていて、私も一瞬ひやとしたこともあるわけですが、やっぱりそれを解消するためには、この答弁見とったら、前回と同じような答弁になってるわけね。確かに川端の方はそれがあるか分からん。しかし、役場側の交差点の方はやっぱり危険なものすごくあるわけなんですよ。だから、これを改めて持ち出したわけですが、本当に思ってるのならば、役場側の交差点ですね、向こう側だけでもやるべきじゃないかというのが私の意見ですけれども、どうですか、取り組んでいきますか。両方をいっぺんにやるんじゃなくして、先にやっておかないと事件が起きてからは遅いわけですね。それを再度、やる気があるかないか確認したいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

役場側の交差点、それと県道側の交差点。橋梁の部分につきましては、答弁のとおり、今後、構造上の検討をしながら、設置方法について検討をさせていただきたいと考えております。議員御指摘の焼き鳥屋がある側につきましては交差点部分が民家の入り口で、車が入るところでございますので、なかなか設置が難しいというところがございます。安全性、危険というのは十分分かってますので、今後はそちらの方、ポール以外に何かないか、こちらの方も十分検討して研究をしてみたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

検討は、それこそ起きたときからしとかんばいかんわけですね。どこでもね。大津市なんて、すぐ6月何日かに8億円か予算組んで、確かに事故が起きたからやったわけですが、こちらは事故が起きてないけんて言うて、検討、検討じゃやっぱりいけないわけですね。はっきりとやるということの検討をすぐやるという。再度答弁を求めます。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

橋梁の方につきましては、設置につきまして行うようにしたい。これについてはやるように考えております。しかしながら、役場側の分につきましては個人との協議が必要になってまいりますので、設置方法、ポール以外で何かできないか。なかなか難しい所でございますので、今ここで必ずやるということは、なかなか難しいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

もう1つ私が心配するのは、その焼き鳥屋の所も大事だけど、もう1つ駐車場のフェンスの所。信号のフェンスの所。あそこがやっぱり危ないわけなんですよ。やっぱりあれだけでも一生懸命早くやっつけていかんと。こちらは確かに私有地だから難しいところあるけれども、言ってる所分かりますかね。よろしくをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

焼き鳥屋の三叉路につきましては、横断歩道がある所は役場の駐車場側の方は設置をするように前向きに検討したいというふうに考えております。あちらの店舗がある所は駐車場がございましてなかなか難しいところございますが、やれる所は設置方法を考えて、前向きに設置したいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員に申し上げます。マイクをもうちょっと立てていただきたいと思います。

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

やっぱり住民、子どもたちのためですから、よろしく願いいたします。

そしてトイレの件ですけれども、なぜ私がこれを持ち出したかと言うと、私も利用していて、やっぱりこの暑い中マスクしている中、一瞬クラクラとするときもあるわけです。ここで倒れたらどうなるのかって。だから今、私も名札を着けて歩いているんですよ。車の中でひっくり返るとか、どっか歩きよってひっくり返るとか、名前書いて住所書いて保険証のコピー付けて、どうなるか分からんわけですから。そういうことで自分自身がやっぱり一瞬こう思って、ひょっとしたら、ほかの人たちも危険性があるんじゃないかと。確かに庁舎内だけじゃなくして、公民館とか、その他いろんな施設、あるいは公園とか、公衆トイレとかいろいろありますので大変と思いますけれども。今日たまたま全員協議会で示しがあったですね、公共施設の個別施設計画案が。それにずっとあるわけですけれども、一番左側の下の方に対策の優先順位の考え方として、標準的な部位の改修時期と書いてありますけれども、だからこれなんかもそういう部類の一緒に考えて、担当の方がおるかどうかわかりませんが、町長もおられますので、そういうのを含めて、今後研究してもらえばなと思っております。これは大変なことですので、これからの課題じゃないかと思っています。よろしく願いいたします。

そしたら大きな3番目に入ります。中尾城公園のあり方。なぜ、私がまたこれを持ち出したかと言いますと、こういう言葉がありますね「麻につるる蓬」、御存じだと思いますけれども。我が議会内でも議長、副議長、あるいは委員長、副委員長含め立派な方々がおられるわけですけれども、しかし私もそういう人たちに追いつこうと思って一生懸命勉強してるわけですけど、なかなかそこまで行ってない。性格も。なぜ、この言葉があるかと言うと、蓬というのは一生懸命育とうとしてるけども、やっぱり曲がりくねって性



格がよくないと言うか、そういう姿をしてる。そういう言葉ですけども、私も一緒にいたいな感じで、なかなかまっすぐ生ききらん。こういう人間を腹黒いって言うか、そういう表現でする人もおるわけですね、評論家とかね。私も腹黒い考え方を持ったわけです。町長が、またスライダーを再開するんじゃないかとか、あるいはランドマークとかシンボルという名前を初めから使ってきたから、またそういう形で残すのかって、腹黒さで疑ってきたわけですけども。今の答弁によると再開はしないということで、再度町長の方から。中止っていうことだったんですかね。再度、正式な表現をもう1回。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私個人としてはとてもしたかったんですけども、安全性の担保ができないというのがはっきりしました。それと全面改修になりますと膨大なお金が掛かるということでございますので残念ながら断念するということで今後は使用しないということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

じゃあ今度は次の問題として、断念した場合でもスライダーは残す方針というのが、ここでまたはっきりと言葉が出てるわけですね。だから、先程言うように腹黒い男からすると、何かまたランドマークとかシンボルとして残すのかっていう考え方になってくるわけですね。町長としてはそういう気持ちはまだあるのか。やっぱり大事な物だから残したいっていう方向で残すと言うのか。そこのところを再度お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

撤去時期ということで考えているわけですけども、現在、スライダーにつきましては、今すぐ壊れるとかそういうものは出ておりません。ですので、今現在、撤去するということは検討してないんですけども、エアロブリッジの塗装の塗り替えなど、工事をする際に足場とかを組みますので、そのときに一緒に撤去することで経費の削減など考えられますので、同時期に行いたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

確かに簡単に脚立上げてというわけにはいかないと分かっております。じゃあ、そういう大きな解体、撤去に入るわけですけども、そちらの方が出てこんとこちらの方も出てこんということになりますけども、それが3年後なのか、5年後なのか、10年後なのか。それともずっと分からないぐらいいくのか。そういう検討はしてるわけですね。

だから、どちらを基準にしていくかですね。ブリッジの方の塗装を基準にしていけば、何年先になるか分からん。どちらを基準にしていくかですけども、大体その工程というか、時期っていうか、何か総合的にと言われたけども、どうですかね。その時期は。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

時期については未定です。エアロブリッジの塗装、そういうときの足場を組む際に撤去をする方が経費削減になると考えてますので、スライダーのみの撤去ということは今現在のところ考えておりませんので、エアロブリッジの改修の際に同時期に撤去したいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

ブリッジを大体、今、何年に1回とかなってるんじゃないかと思いますね。塗装が。そしたら何年先ぐらいに、そのブリッジの塗り替えをやる時期になってるのか。それが分かっておればお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

ブリッジの塗り替え時期につきましては現在のところ未定でございます。今のところ調査等を行いまして、まだ大丈夫だろうということではございますが、当然、塗装につきましては、さび等も発生しますので、これにつきましては毎年毎年調査をしながら、時期が来れば、それについてやっていきたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

分かりました。いろいろ予算もあるわけですから、そういうのも含めながらやっていただきたいと思っております。今度は（3）のスライダーにカビとか、ひよっとしたら、いろいろなばい菌も多種多様にあるみたいですので、どういうばい菌が発生するか知りませんが、何かそういう、今のところ何か不都合が出てきてるのか。あるいは今後どういう形で、そういう対策になっていくのか。ちょっとあればよろしくお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

清掃に関しては、今現在どういった対策を取れるかというものは決まっております。今後、清掃については検討して、景観が保てるようなものをしていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

ここで私が心配してるのは、何回も言いますが、町長がシンボルとして残す言葉が一番初めに出とったもんだから、腹黒い人間が、腹黒く考えて質問したわけですけど、そういう気持ちがないということで安心しました。

そしたら（４）の魅力ある中尾城公園ですけども、今までのやり方で一生懸命やるということで、やってもらいたいと思いますけども、なぜ私が吊り橋を言ったかと言いますと、どうしても中尾城公園は平地ではなくて、家族でござ広げて遊ぶとか、時津のウォーターフロント、ああいう所ではないから、いろんな面で難しさがあるというのは分かってるわけです。しかし逆に、両側に、今、橋をしているように小高い丘があって、ひょっとしたら橋もいいけども、ちょっと今度はスリルがある吊り橋なんかもいいかなというのが私の発想になってくるわけです。長与、長崎市内の近郊においても、ひょっとしたら無いんじゃないかと思うわけですね。何にしても安全性が大事ですから、そういうのをしながらやっていければなということで、検討したいということでありますので、それを今後お願いしたいと思っております。今回の質問、大体今大まかに分かりました。大変でしょうけども、これからまた町長一同、町民の幸せ、町の発展のために頑張っただけであればと思っております。では、これで質問終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで吉岡清彦議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時55分まで休憩いたします。

（休憩 13時44分～13時55分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、竹中悟議員の①新型コロナウイルス感染症対策について、②図書館用地の有効活用についての質問を同時に許します。

14番、竹中悟議員。

○14番（竹中悟議員）

質問に入ります前にコロナ禍によります被害を受けられました皆様方に心より哀悼の意とお見舞いを申し上げる次第でございますと共に、医療関係者の方々の御努力、御尽力に心より感謝を申し上げる次第でございます。

それでは質問に入りたいと思います。新型コロナウイルス感染症対策について質問をいたします。新型コロナウイルス感染症拡大防止に関し、安全安心な町民生活を確保するために長与町新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げられ、種々対策を講じていただいていることに心から感謝を申し上げます。新型コロナウイルス感染症につきましては、未だ収束が見えない中、長崎県の緊急事態宣言は解除されたものの、油断でき

ない状況が長期間続くことが懸念されております。このため町が率先して新しい生活様式を日常生活に定着させ、町民の命と健康を守りながら、積極的な町独自の感染拡大防止と支援施策を必要に応じ積極果敢に実行に移すことが必要です。つきましては、医療提供体制の整備や中小企業、小規模事業者等への支援をはじめ、地域経済全体に影響を与えている状況を鑑み、下記の事項に対して質問をいたします。①長崎医療圏内での連携や県との情報交換を緊密にするとともに、町内の医療機関とともに有事に備えた体制を具体的にお尋ねをいたします。2つ目、町内の輪番制病院への感染症指定病院と同等の環境整備を進めるとともに、感染中度症者治療の病床並びに軽症者の療養所、隔離施設の確保と整備は町として考えているのかお尋ねをいたします。3つ目、町内病院のサージカルマスク、防護服等、医療衛生物資の速やかな供給と人工呼吸器、人工肺装置の確保並びに公共施設利用の際の消毒液等を確保する必要があると思いますが、どのような対策をされているのかお尋ねをいたします。4つ目、感染が確認され、その行動履歴による事業所や施設を洗浄する際、また事前に対策を講じる際、専門家からの手順、作業方法の指導を十分に受けられる体制、環境の構築整備を保健所の指導の下に進めることが必要と思いますが、ガイドラインは作成をしているのかお尋ねをいたします。5つ目、中小零細企業、個人事業主、フリーランスや今後感染症拡大により生活が困窮する町民が、公的緊急経済対策や支援策を漏れなく享受できるよう、役場窓口での親身な分かりやすい説明対応ときめ細やかな情報提供を行い、併せて県や関係団体、金融機関や保証協会等の窓口機関と連携した体制づくり、また、国、県の支援を十分に受けることのできない業種等を調査した上で、町独自の支援策を早急に行う必要性があると思いますが、現状はどのような対策を行っているのかお尋ねをいたします。6つ目、県や近隣市町と連携した緊急経済対策の実行や地域農協、商工会等とも連携した町独自の給付、補償、地域振興券発行等、地域の実態に合わせたきめ細やかな施策が必要と思いますが、どうですか。7つ目、教育の現場では、今後とも地域の感染状況を見ながら授業再開の可否を判定する緊張が続くと思われま。授業を再開する場合には、町内の実態を十分に勘案した上、必ず学生、生徒、児童、教職員の健康状態の確認、施設内での3密の回避、衛生環境を保持すること。併せて高校生をはじめ通学等のために、バス、電車等公共交通機関を利用する者に対し、教育サイドから早急に感染防止策を提供する必要があると思いますが、どうですか。8番目、町民がストレスや過度の不安を抱くことのないよう、県、近隣市町、民間及び報道機関とも連携して全世帯、全世代に対し、感染状況等について迅速で正確な情報を提供するとともに、感染防止のための具体的な行動を要請し、町民が正しい知識を持ち、正しい行動を行う安全安心な町民生活の確保が必要と思いますが、対策を講じているのかお尋ねをいたします。9つ目、町内業者救済策として、公共工事の発注前倒し及び今年度予算計上の前倒し購入を実施することが必要と思いますが、これについてお尋ねをいたします。

大きな2つ目といたしまして、このことにつきましては私も何度か質問をしま

ましたが、図書館用地の有効活用についてお尋ねをいたします。現状の環境の中で選挙公約の図書館建設構想は進んでいるのかお尋ねをいたします。2つ目、老朽化した公共施設を含め時間を掛け合理的な複合施設の考えはないのかお尋ねをいたします。3つ目、役場と図書館用地を結ぶ動線の考えはないのかお尋ねいたします。以上質問いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、竹中議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお1番目7点目の御質問につきましては所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からはそのほかの質問に対しまして、お答えをいたします。

まず1番目1点目の町内の医療機関の体制についてのお尋ねでございます。新型コロナウイルス感染症は、緊急事態宣言に伴う外出自粛を中心とした感染症対策が功を奏し、5月中旬に一旦落ち着きを取り戻したものの、6月後半から都市部を中心として感染者が急増し、各地域でクラスターが発生するなど予断を許さない状況となっております。本県におきましても8月18日現在、7月から172名もの感染者が確認され、感染状況を示すフェーズにつきましても、4段階のうち2番目に深刻な「フェーズ3」に引き上げられているところでございます。本町、西海市、時津町、そして長崎市を圏域とする長崎医療圏は、長崎県における地域医療構想の下、急性期、回復期、慢性期などの疾病ごとに各医療機関の医療資源を踏まえ、その役割を区分するとともに、それぞれが緊密に連携しながら盤石な医療体制を自治体の垣根を越えて構築しようとする枠組みでございます。この医療圏における本町の医療機関の役割といたしましては、疾病の早期発見、早期治療を目的としました「かかりつけ医」としての役割を担っておりまして、急性期医療に当たる医療機関の負担軽減に資することを目的としております。新型コロナウイルス感染症につきましても、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、医療圏ごとに新型インフルエンザ等対策会議を設置いたしまして、医療体制について検討することとしております。長崎医療圏における対策会議では、感染症指定医療機関や公的医療機関の医師、圏域医師会長、自治体関係者が一堂に会し、現状分析やフェーズごとの医療体制に関し活発な議論を交えながら、体制強化のシナリオを決定しているところでございます。「フェーズ3」における本町の医療機関の役割といたしましては、感染症指定医療機関等の慢性疾患の患者を要請に応じて受け入れ、当該医療機関の負担を軽減することとございます。引き続き長崎新型インフルエンザ等対策会議の決定に従いまして、行政と医療が手を携え適切に対処をしていく所存でございます。

次に1番目2点目の医療環境の整備についての御質問でございます。病院群輪番制とは、入院加療を要する救急医療を絶え間なく提供するため、指定の医療機関が交代しながら夜間や休日におきまして救急医療を提供する制度でございます。長崎医療圏では9医療機関が指定をされており、このうち西彼杵管内では時津町の医療機関だけでござい

ます。その時津町の医療機関において新型コロナウイルス感染症患者の診療や入院治療を引き受けた場合には、マンパワーの側面やゾーニングの問題などにより病院群輪番制との両立が難しいとのことでございます。現在のところ、新型コロナウイルス感染症患者を当該医療機関で受け入れざるを得ない状況にまでは逼迫をしておりませんが、今後の感染動向によりましては積極的な協力が必要となる場合もございます。その場合には国、県が主体となって医療資源が整備されるものと考えております。また、軽症者等の療養宿泊施設につきましては、既に長崎医療圏におきまして確保、運用が始まっているところでございます。さらなる感染拡大期におきましては、長崎県が主導して療養宿泊施設の拡充を進めることとなりますので、県からの協力要請を受けた際には、町としましても積極的に関わっていく所存でございます。

次に1番目3点目の医療衛生物資の供給、また公共施設利用の際の消毒液の確保等々についての御質問でございます。医療機関には新型コロナウイルス感染症の要となる重要な役割を担っていただいております。新型コロナウイルス感染症における医療従事者の御尽力に対しましては、この場を借りて敬意、そして感謝の意を表明させていただきたいと思っております。こうした第一線で奮闘をなされている医療従事者に対するサージカルマスクや防護服、消毒用エタノールなどの防疫物資につきましては、国及び県、医師会が連携をいたしまして、各医療機関に提供することとなっております。具体的には、定期的な国の支援に医療機関の不足状況に応じた県独自の物資を合わせ、医師会の協力の下、各医療機関へ分配される仕組みとなっております。医師会は定期的なアンケートによる能動的な調査によりまして、医療機関の防疫物資の不足状況を把握するとともに、状況を逐一県へ伝達、要請しながら医療体制の安全性を確保するべく適宜対処していただいているため、各医療機関の防疫物資につきましては、現在のところ逼迫した状況にはないようでございます。また、長与町におきましても、公共施設等における防疫物資につきましては、感染症に強い事業運営を確立するため、各所管ごとに備蓄を進めているところでございます。感染症対策の進行中において備蓄物資の消費計画を定めるまでには至っておりませんが、市中におきまして防疫物資が不足する事態になった際には、重症化リスクの高い介護施設等を中心として、国、県と連携しながら不織布マスクや消毒用エタノールなどの備蓄物資を放出してまいりたいと考えております。

次に1番目4点目の専門家からの指導體制や環境の構築、整備に係るガイドラインの作成等に関する御質問でございます。本町における消毒体制につきましては、公共施設へ陽性者が立ち寄った場合を想定し、保健所の指導の下、消毒手順書作成の上、本年3月12日に職員説明会を開催するとともに、4班体制の消毒班を編成するなど万全な体制で臨んでおるところです。さらに本年3月18日には、保育所及び幼稚園の会議におきまして消毒手順を説明するとともに、防疫物資の確保を進めるよう備えある体制づくりを呼び掛けているところでございます。また、職員のマンパワーが不足することを想定いたしまして、事業所からの人的協力も可能となっているため、マンパワーの側面に

照らしても十分な体制が整っているのではないかと考えているところでございます。

続きまして、1番目5点目の公的緊急経済対策あるいは町独自の支援策についてのお尋ねでございます。公的な緊急経済対策は、現在国、県、町よりそれぞれ支援策が打ち出されておまして、これらの支援策について長与町ホームページへの掲載や窓口チラシを設置するなど周知に努めておまして、来庁された方に対しましても窓口での分かりやすい対応を行っておるところでございます。例えば国の経済支援策の一つでございます持続化給付金につきましては、オンラインでの申請が得意でない方もおられますことから、全国に申請サポートセンターが設けられておりますので、長崎県内のサポートセンターの案内など少しでも申請の手助けになれるよう努めているところでございます。そのほか9月2日より長崎県よろず支援拠点より相談員の方が1名、週に1日ではございますが長与町に派遣されます。職員では対応できない相談につきましても、専門家の力を借りながらサポートを行えればと考えておるところでございます。また、町独自の事業者支援策の現状といたしましては、まず緊急性が高いと考えられました町内の飲食店等事業者に対しまして、売上げの減少率などの制限を設けずに、一律20万円を長与町事業継続支援金として6月30日まで受け付けを行い、7月10日に給付を終了しております。そのほか事業継続支援金の第2弾といたしまして、昨年との売上げを比較して売上減少率が20%以上50%未満の事業所に対し、一律20万円の給付を行っておりますが、近隣市が支援対象業種にフリーランスを追加する動きもございますので、当町におきましても対応できないか、要綱の変更などの検討を行っております。7月19日より申し込みの受け付けを行っておりますプレミアム付商品券「ながよミックン商品券」の発行につきましては、8月25日時点での商品券の発行済額2億6,100万円、8,986世帯の方に購入をいただいております。地域商店での経済の回復や消費喚起を目的としたプレミアム付きの商品券でございますので、購入申込期限である9月30日まで多くの町民の皆様にご活用いただけるよう商工会と連携して周知に努めてまいります。また、現在全国の市町村で消費喚起を目的として、電子マネーやクレジットカードを利用したキャッシュレス決済を活用する動きもございますので、当町でも検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に1番6点目の県や近隣市町、あるいは各機関や団体との連携との御質問でございます。現在の経済対策につきましては、町独自の支援策、国や県が主体の支援策など多数ございますが、商工業者に関する支援策は西そのぎ商工会と、農業者に関する支援策につきましては長崎西彼農協と連携を図りながら、各種支援策を御活用いただけるよう努めているところでございます。また資金繰りに関するセーフティーネットなどの活用につきましては、事業所から申請がございましたら前年度の売上げなどの内容の確認、認定などの事務も町において迅速な対応を行うなど、町内の金融機関や信用保証協会と連携を図りながら支援を行っております。今後も県や近隣市町、西そのぎ商工会、長崎西彼農協など関係機関と連携を図り、情報交換などを行いながら、長与町の実情に合っ

た経済対策を行ってまいります。

次に1番目8点目の迅速で正確な情報提供と安全安心な町民生活の確保との御質問でございます。新型コロナウイルスの感染症につきましては、未知のウイルスであること、また治療の先行きが見通せないことなどから、多くの町民が不安や動揺を抱えていることと推察をいたしております。こうした不安や動揺が人々を取り巻く中、噂やデマなどの不正確な情報がインターネットを中心に席卷し、ひいては風評被害や人権侵害など、あるまじき事態にまで発展していることから、正確な情報発信とそれに基づく冷静な行動を呼び掛けることが重要となります。職員につきましても、こうした行動を徹底させるため、8月17日現在、新型コロナウイルス感染症対策会議及び本部会議を19回開催するとともに、適宜ポータルサイトに最新情報を掲載するなどしまして、情報共有を密にしております。町民に対しましては、正しい消毒方法や新型コロナウイルスに有効な消毒薬と界面活性剤の種類、手洗いの方法、人との接触を減らすポイントなどにつきまして、ホームページや広報誌に掲載するとともに、接触確認アプリや新型コロナウイルスパーソナルサポートのインストール、新しい生活様式の実践、人権への配慮、行動自粛などにつきまして適宜要請させていただいたところでございます。また節目ごとに町長メッセージを発信し、より多くの住民に思いが届くよう積極的に伝達してまいりました。引き続き町民の皆様の不安や動揺を払拭し、町民が一丸となってこの難局に立ち向かえるよう、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に1番目9点目の町内業者の救済策についてのお尋ねでございます。「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」に基づきまして、「長与町公共工事等の発注見通し、入札結果等、指名理由及び契約内容等の公表に関する要綱」を制定し、予定価格が250万円を超える当該年度の公共工事等の発注見通しの公表を町のホームページ等で行い、計画的な発注に努め、かつ早期発注に努めている現状でございます。予定価格は130万円以上の工事の指名競争入札におきまして、町内業者が受注した実績は、8月末現在、16件のうち12件で、おおよそ2億3,264万円となっております。また予定価格が130万円未満の工事については、建設産業部におきまして町内業者が受注した実績は8月15日現在66件、おおよそ1,780万円でございます。なお、令和元年度同日と比較しますと件数で20件、受注額ではおおよそ622万円増加をしておるところでございます。今後につきましても新型コロナウイルス感染症対策として早期発注に努め、今年度予算計上の物品等の前倒し購入につきましても各所管へ促してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2番目の図書館用地の有効活用についての御質問でございます。新図書館の整備につきましては、これまで財源の調査、研究、官民連携手法につきまして情報収集を行ってまいりました。また、ほかの施設との複合化のほか、建設予定地やその周辺施設の状況、現況を基に民間の参入可能性につきましても調査を行ってきたと



ところでございます。さらに図書館以外の施設も含めて町が保有する公共施設の今後10年間の管理計画やスケジュール等の検討を行ってまいりました。その中で図書館につきましては、令和8年度を目標に更新を行うことを想定しております。今後その実現に向けまして具体的な施設の規模や機能、ほかの施設との複合化、整備手法やその財源など検討を進めてまいりたいと考えております。次に2点目の老朽化した公共施設を含めた複合化の考えのお尋ねでございます。総合管理計画におきまして、施設の更新を行う場合には、機能の集約化、複合化の可否について検討するとしておりまして、新図書館につきましても複合化の可能性について検討をしております。現段階におきましては、同じく老朽化が進んでいる施設や多くの利用者が見込まれるような施設との複合化を想定しております。多くの利用者が訪れることで図書館機能と一体となって、各種施策の展開、各世代交流拠点としての活用、さらに民間との連携の可能性も広がるものと考えております。しかしながらその方法によっては地区計画の見直しが必要となるなど課題もございますので、今後ともその実現可能性につきましても、財政面も含め引き続き検討してまいりたいと考えております。次に2番目3点目の役場と図書館用地を結ぶ動線の考えのお尋ねでございます。役場から新図書館の整備予定地まではおよそ450メートル、徒歩6分ほどの距離でございます。徒歩圏内であるとはいえ高齢者をはじめ様々な方の移動につきましても想定しておく必要があると考えております。本年4月から一部のバス路線が見直され、満永、堂崎、多良見大浦線が西高田線を経由するように変更されております。これによりまして役場と当該地区とが路線で結ばれることとなりましたので、新図書館整備の際にはバス停を新設するなど、動線の確保に向けバス事業者と協議を行ってまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、私の方から竹中議員の御質問にお答えいたします。1番目7点目の教育現場の対応についての御質問でございますが、教育現場は、報道によりますと全国的に各種学校でクラスターが発生している事例もあり、緊張が続いている状態であります。教育現場としましては、子ども達とその御家族の安全確保のため、町教委で感染症予防ガイドラインを5月に策定し、その後も発出された文部科学省の通知やガイドラインに従い、改訂しながら感染拡大防止に努めております。特に感染防止の3つの基本であります「身体的距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」の徹底に加え、議員御指摘の健康状態の確認や3密の回避、1日1回多くの子ども達が触れるような共有部分を教職員による消毒を実施しております。本町立小中学生の中には、公共交通機関を利用している子どももいます。バス乗車の際は、マスク着用や乗車中の会話を控えるなどの行動の指導を継続して行ってまいりたいと思っております。私の方からは以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

それでは再質問をさせていただきたいと思います。1番目のコロナ感染対策につきましては、私は5月19日、自由民主党長与支部として要請書を出しております。本来でありますと6月の定例会におきまして、この質問をする予定でございましたが、議員の3密の自粛ということでこれを取りやめておりまして、今回少しタイムラグがあったんですけど、これについての回答いただきましたので、第1問の回答が正確でありましたので1番目の分については再質問はいたしません。2つ目の質問でございますけど、今日、朝から公共施設の個別施設計画というのを全員協議会でいただきました。しかしながらこれについては、私は事前に通告をしておりますので、内容について質問ができませんので、ほかのことについて質問をさせていただきたいと思います。1番目の質問については、令和8年を想定しているという具体的な数字が出ました。しかしながら私は6月の定例会でも申し上げましたように、やはりこのコロナ禍とそれから高田南土地地区画整理事業、これに予定してる長与町の歳出が約32億円ほどあるわけでございます。それと同時に補助金が18億円、この18億円も今度のコロナ禍によりまして、なかなか厳しい状況ではないのかなと思ってます。債務負担行為としては可決をされたわけがありますが、やはり国においても現在、1,100兆円ほどの債務を抱えておりますし、この補助金が果たして出るのかということを考えますと、やはりかなり厳しいのではないかなと。そして具体的な令和8年という数字が果たしてこれが正しいのかなということも考えてます。町長の回答に複合的ないろんなものを考えてやると。そして今日まさに午前中の全員協議会で個別的な健康センターであるとか、そういう話もある程度聞いてます。これについては先程申し上げたように質問ができません。しかしながら、この老朽化した建物を合同、積極的に全部合わせたものを、合理的な建物にするというのは、私は必要ではないかと思えます。ただ先程申し上げた高田南土地地区画整理事業をやはり優先をしていただきたい。かと言ってこの8年に、ですからこの図書館ができるのかどうかというのは私は少しくエスチョンというふうに考えてます。それと同時に、先程同僚議員からの質問ありましたように災害が今からどんどん増えていくわけでございまして、激甚災害であるとか、そういう災害対策についてのことはあまり町の方は重きに見てないような感じもいたします。したがってこの合築する建物の中に、防災施設とか、それから備蓄基地、こういうのもやはり私は造っていくべきではないのかなと、そのように思ってます。それについて町長の御意見を少しいただきたいと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

町が保有する公共施設につきましては、その老朽化対策ということで、これまでも町内組織横断的に検討してまいったところでございます。新図書館につきましても、現在

想定している建設予定地、町中心部の小高い丘ということでございまして、図書館の基本構想においても、そうしたことから災害避難場所としての機能を併せ持つ施設ということで想定をしております。御提案の防災拠点などについても併せて、今後も引き続きこれについては検討していきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

今の財政力でどうなのかなと考えると、この用地は約1万平米あるわけですね。そして容積率からいくと60の200という建物が建てられて、そうしますと3階建てぐらいの建物ができるわけですね。それに応じたものを造っていく。例えば先程申し上げなかったけど、公民館であるとか、そういう部分もまだまだたくさんあるんですね。ですから、私は図書館を造るのも賛成なんですけど、もう少し時間を掛けて、特に今、先程申し上げたようにコロナとか、やはり高田南がありますので、それを頭に入れた財政を考えていくべきかと思うんですね。その辺はよく検討していただきたいと思います。それから私の構想の中に、財政を言いながらちょっと矛盾した言い方なんですけど2番目の3点目、動線として結ぶ考えはないかという質問をしたわけなんですけど、私の構想の中では、このエリアを公共用地、公共のゾーンを造って、この庁舎を中心に、後ろには学校がある。そして病院も新しく出来る。そしてショッピングセンターもある。全体的なゾーンを1つ造るということで、私は用地から長与町役場に架橋を造るという構想を持ってるんです。いろいろ長崎の方で調査をしてみましたら茂里町の裏に竹の久保川口線という歩道橋があるんですね。これが大体95メートル、約100メートルの歩道橋、河川を跨いだのがあるんですね。それとか長崎駅の高架広場、今度撤去されるわけなんですけど、レールと県営バスを結ぶ高架をまた造る。そして長崎駅も高架を造るという計画があります。それと以前は中央橋、それから今の公会堂、長崎市役所の今建設中なんですけど、あそこにも高架橋があったんです。しかし、対外的に景観が悪いとかいう話の中で撤去されたんですけど、本当を言うと高齢者対策ができなかったんですね。しかし今の技術でいけばエレベーターとかエスカレーターがありますので、これも安価で出来るということなんです。せつかくこの用地が1万平米もあるんですから線で結ぶ。先程回答の中では、新しいバス停を作るとかいう話がありましたけど、やはりこれを架橋で渡すと。そして少し遊び心を持って、景観と遊びとそういうのを頭の中に入れながら、じっくり時間を掛けて私は造ったらどうかなと思うんです。シンガポールのセントーサという島があるんですけど、これもケーブルカーで行き来してるんですね。ですから観光的な要素もある。そして理想を言えば、この歩道橋の所に動く歩道を造ったり、斜面のエスカレーターを造ったり、そういうことも楽しみながら皆さんが公共ゾーンに行けるような、高齢者に優しいまちづくりというのを私は想定してるわけなんですけど、その辺についての回答はなかなか難しいと思いますけど、御意見があればいただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎都市計画課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

御提案ありがとうございます。今のところ、議員が御提案された構想とか、計画についてはございませんが、御指摘にありましたように、長崎市内におきましては様々な施設が設置または計画されております。そういった部分につきましても構造とか、そういった部分を参考にいたしまして、今提案のありました図書館用地から長与役場の庁舎敷地のアクセスを便利にするような施設について総合的に研究してまいりたいと思っております。また、議員おっしゃるとおり高齢者だけではなく、利用される方々に配慮するような、優しい配慮っていうのは大変重要なものと認識をしておりますので、エレベーターとかエスカレーター、また動く歩道等、そういった部分についても今後可能性につきまして研究してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

これで竹中悟議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時45分まで休憩します。

（休憩 14時33分～14時45分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、八木亮三議員の①高齢者を狙う悪質商法への対応について、②本町の職員採用及び組織内における男女共同参画の考え方についての質問を同時に許します。

1番、八木亮三議員。

○1番（八木亮三議員）

では、早速質問に入らせていただきます。まず大きな1番、高齢者を狙う悪質商法への対応について。高齢化に伴い、全国的に振り込め詐欺などの高齢者を狙った犯罪や悪徳商法が後を絶ちません。犯罪の防止、摘発は基本的には警察署の管轄ですが、町民の暮らしの安全や安心を維持し、財産を守ることは町の責務でもあります。近年、折り込みチラシや声掛けで粗品、景品を渡すと触れ込み、高齢者を店舗や会場へ誘導し集団心理を利用した接客や説明を行い、高額な商品を購入させるいわゆる催眠商法、SF商法と思われる業者が短期間の営業を行い、数週間から数か月で退去していくケースが本町内で度々見受けられます。もちろん高額な商品売ることは違法でも犯罪でもないため、明確な違法性や被害の訴えがない限り、行政や警察が直接介入することは難しく、公権力が恣意的に経済的自由権を侵すことは許されませんが、この催眠商法については消費者庁や警視庁も注意喚起を行っており、高齢者の方々のために何らかの予防策を取るべきと考え、以下質問いたします。①催眠商法、SF商法と思われる業者が本町内で度々営業を行っていることは把握していますでしょうか。またどのようにお考えになっておられるでしょうか。②長崎県には「長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条

例」があり、不当な取引方法の防止などについて一定の定めがなされていますが、全面的に県に任せるのではなく、町民の安心のためにも本町独自に消費生活条例を定めてはいかがでしょうか。③消費生活条例の制定以外にも悪質な事業者や詐欺グループに、長与町では商売できないなど思わせるような断固とした姿勢や徹底した注意喚起が必要と思いますが、現在本町ホームページの防犯の項目を見ましても、催眠商法だけでなく特殊詐欺などにも具体的な注意喚起がないようです。高齢化が進む中、被害が発生してからは遅いので、ホームページや広報などで常日頃から高齢者や家族に注意喚起、情報提供を行うべきだと思いますがいかがでしょうか。④詐欺のように明確な犯罪に当たるものではない、高額品購入後の各種相談は長崎県消費生活センターになるとと思いますが、もし本町へ町民から相談があった場合もそちらを案内するだけになるのでしょうか。町民や高齢者に寄り添い、町民の悩みを町が主体的、積極的に解決しようという姿勢、体制が定住人口の維持にも繋がる、地道ながら大切な取組になると思うので、現状及び今後の対応を伺います。

大きな2番、本町の職員採用及び組織内における男女共同参画の考え方について。本町は平成30年3月に「第3次男女共同参画計画」を策定し、その中の重点目標1「あらゆる分野における女性の活躍」。この項目の中に具体的な施策として「町における女性職員の登用促進」を謳っていますが、今年度の4月1日付の新規採用7名のうち、女性は1名しかおりません。もちろんながら職員の採用は男女雇用機会均等法上も性別ではなく、経歴や能力等、試験や面接など様々な方法で測って行うものであることは理解しておりますが、この6対1という男女比については、町民からも疑問の声を聞いておりますので以下質問いたします。①本町の新規職員採用の際の募集、告知から選考、採用決定までの過程はどのようなもののでしょうか。②前述の今年度の新規採用職員の男女差についてどうお考えになっておられるのでしょうか。また男女別の応募人数、男女それぞれの競争倍率もお伺いします。③去る7月に日本規格協会が性別、年齢、顔写真の欄があった様式例を取り止めたことで、今後は、これらの欄を撤廃した履歴書が一般化していくと思われれます。履歴書の段階で様々な予断を持たないためにも、またLGBTの方々への配慮の面からも本町の職員募集に際して、性別、年齢、写真がない履歴書でも問題なく応募できるべきであると思いますが、現状及び今後の考え方についてお尋ねいたします。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは八木議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目1点目の催眠商法と思われる業者の町内での営業を把握しているか。またどのように考えるかという御質問でございます。相談につきましては把握をしております。過去5年間では平成28年度に1件相談がされております。また、内容につきましては、商品100円プレゼン

トで客を集め高額な健康食品を販売していたものでございます。催眠商法は訪問販売の一種で、SF商法から試供品プレゼント等で販売会場に誘導し、無料で多数の商品を配っていき、最後に主力の商品を持ち出して販売する手法であります。クーリングオフの対象となることから、早期の対応にて全額返金の解決が見込まれますので、高齢者教室での注意喚起や広報紙、ホームページへ掲載するなど、犯罪防止対応に関する啓発活動を行ってまいりたいと考えておるところであります。

次に1番目2点目の本町独自の消費生活条例を定めてはどうかとお尋ねでございます。県の条例では、県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的として、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策について、自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者の自立を支援することを基本理念として制定されておるところでございます。この条例の中で、県の債務及び市町との連携として、「市町との連携を図るものとする」とあり、各市町と連携しながら町民の相談を行っているところでございます。本町には、県などの専門的な消費者センターを開設することはなかなか難しく、独自の条例制定は難しいものと考えております。しかしながら、本町でも個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪のない地域社会の実現を図ることを目的といたしまして、「長与町犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」を制定をしております。この中で、町の責務、町民の責務、事業者の責務などを制定し、国や県、警察署等関係団体と連携し、目的達成のため推進する体制を整備してありまして、犯罪を未然に防ぐまちづくりに取り組んでおるところでございます。ほかにも、消費者生活相談への迅速な対応を行うため、危機管理専門員を庁内に配置し、消費生活に関する相談及び苦情の受け付け、処理や情報、資料等の収集や提供など関係機関との連絡調整を行っており、条例化してはございませんけれども、消費生活に関しては適切に対応しているところでございます。

次に1番目3点目のホームページや広報などで常日頃から高齢者やその家族に注意喚起、情報提供を行うべきだと思いがどうかという質問でございます。議員御指摘のとおり、注意喚起、情報提供を行うことが必要であると思えます。本町におきましても、広報紙に毎月「消費者注意報」の枠で、町相談窓口寄せられた相談や県から発信される県内発生の特殊詐欺や悪質商法情報を参考に、事例を交えた注意喚起を掲載しておるところでございます。御案内のとおり、今年は5月号に全国的な注意喚起として「新型コロナウイルス便乗の詐欺、悪質商法」を掲載しております。また、ホームページにつきましては、現在リニューアルする検討がなされておりますので、分かりやすく即時情報掲載ができるよう取り組んでいるところでございますので、引き続き注意喚起、情報提供ができるよう対処してまいりたいと考えております。

次に1番目4点目の詐欺のように明確な犯罪には当たらないが、各種相談は町が主体的、積極的に取り組もうとする姿勢、体制が大切と思うがという御質問でございます。町民からの相談は電話、来庁によりますが、全ての案件に対しまして誠意をもって対応しており、相談内容で役場にて解決できるものは事業者へ直接連絡を取るなど、助言解

決を図っており、相談者から聴取した内容が法令違反に該当するかの判断や事業者との交渉が必要な案件等は、その内容を県の消費者センターに伝え、法令や過去の事例などから判断を検討していただき、交渉、斡旋をお願いしているところでございます。また、町民が県センターへ直接相談した場合でも、該当する市町に回付されてくることになっております。電話相談などでは書類を見ないと分からないものも多く、該当する市町の窓口への来庁をお願いし、聴取の上、解決を図っているところでございます。実績となりますけれども、県からの回付案件は令和元年度で11件となっております。ほかにも高齢者が安全で安心して暮らせる地域社会づくりの活動の推進を図るため、本町では「長与町高齢社会総合対策ネットワークに関する協定」を時津警察署と締結しております。この協定内容の一つといたしまして、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺などの犯罪被害防止がでございます。このことは、相談窓口や関係機関団体との連携により得られた情報につきまして、業務に支障のない範囲で、安全、安心に資する情報として相互に提供を行い、情報伝達が迅速に行えるような内容となっており、一層の高齢者等に対する詐欺被害防止対策を今後行ってまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして大きな2番目でございます。1点目、本町の新規職員採用の際の募集、告知から選考、採用決定までの過程ということのお尋ねでございます。職員採用試験の実施に際しまして、受験要領等について、広報紙、ホームページへ掲載し、試験実施のチラシを公共施設で掲示するほか、県内の大学や専門学校などに対しまして採用試験の周知について依頼をしております。また、令和元年度から新たに開催されております長崎県市町職員採用説明会におきまして、学生や社会人などの参加者に対し直接呼び掛けることにも取り組んでおり、機会を捉えて広く受験者を募るよう努めておるところでございます。次に採用試験の実施でございますが、初めに筆記試験による能力の実証及び適正検査を実施いたします。筆記試験は、問題の作成及び採点については委託をしております。この合格者に対しまして面接試験を実施いたします。面接試験は2度実施をしておりますが、複数の面接官で対応し、点数化することで公平性が担保され、偏りのない選考がなされていると考えております。この2度の面接試験の結果をもって最終合格者を決定し、採用を決定しております。

2番目2点目の今年度の新規採用職員の男女差についてどう考えるか。また、男女別の応募人数、男女それぞれの競争倍率についての御質問でございます。採用者の男女の比率につきましては、適正な競争試験を実施した結果であると考えております。採用する職種によっては受験者の男女比が大きく異なる場合もございますし、昨年は合格後に女性1人が辞退されるなど様々な要因に左右されます。令和2年4月の採用では、令和元年度に5つの職種の採用試験を実施しており、それぞれの職種において採用者の男女の人数差が生じておりますが、試験及び面接など適正な選考を実施したところでございます。それでは試験種別ごとに、応募人数及び競争倍率の順で申し上げます。大卒一般事務応募者、男性52人、女性39人、倍率は男性10.7倍、女性2.6倍。高卒一般

事務、男性17名、女性10名、倍率は男性1.2倍、女性倍率なし。大卒土木職、男性1人、女性0人、採用者不存在のため男女ともに倍率なし。高卒土木職、男性9人、女性1人、男性4倍、女性は倍率なし。保健師は男性0人、女性は2人、男性倍率なし、女性1倍でございます。なお、保健師の合格者は既卒者でありましたので昨年10月より採用しております。

次に2番目3点目の性別、年齢、写真がない履歴書で問題なく応募できるべきであると思うがという御質問でございます。現状、職員採用試験の受験者には、受験申込書への性別、年齢の記載、及び写真の貼付を求めています。年齢及び写真は、応募の時点では直接必要となることはございません。しかしながら、受験時の本人確認や受験資格の確認など、受験日当日までに必要とされるものでございます。また、性別につきましては、採用後の人事管理上必要となる情報となり、直接、採用や選考に利用することはありません。今後におきましては、性別、年齢等の情報の取得時期や事務の流れなどを再確認した上で、必要な情報の提供を求めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうしますと、大きな1番から再質問に入らせていただきたいと思いますが、まず、質問の中でも触れましたけれども、もうどんな物をどんな高額で売ろうとそれが全く法律的にも道義的にも問題がなければ、行政が関知することではないとは当然分かっておりますし、その商品の内容や店構え等で偏見や決めつけの目で見ることはいけなしいとは思いますが、ただ、いわゆる典型的な集客法等で、どう見ても催眠商法の事業者としか考えられないようなものが現実には町内で見受けられる以上は、高齢者の方々の老後のための蓄えなどを巧妙な手口で浪費させられないようにも、見過ごしてはいけなしいんじゃないかと思ひまして質問をしております。この質問の前提にも関わるので、先程町長の方からもありましたけれども、催眠商法について、手口、危険性を簡単にもう一度説明させていただくと、手口としては、空き店舗や倉庫など短期で借りる。無料試供品などで多くの人集める。締め切った会場内で高額な健康食品や健康器具を売りつけるというもので、危険性は、密室で合法的に振舞うので取り締まりがしにくい。笑いや興奮を伴う接客でお年寄りに楽しいと思わせ、正常な判断をできなくさせる。信じ込ませることによって被害届なども少なく、また騙されたと気付いても家族や周囲に話しづらく、被害や実態が表面化しにくいということがあると言われております。この前提の下で質問ですが、先程、過去5年に1件、相談があったということですが、この1件というのは、相談があったのでこういった催眠商法の実態が1件あったと、相談数をもって1件と把握しているだけなのか。相談は1件だけだけれども、役場の方でそれらしい事業者が過去5年ぐらいで、例えば、どこどこにできてたとか、そういった出店してたことを把握していたのかっていうのを確認で、分かればお願いします。



○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

先程の1件は相談件数でございます。全体的にはその年98件の相談件数を扱っております。その中の1件がそういうものに該当したということでございます。また、こちらの方で把握をしておったのかっていう御質問でございますけれども、当然それらしき事業が行われておるのではないかというような情報があったときには、警察等との連携、先程も町長の答弁ありましたが連携を取りまして、それがそういう詐欺まがいのものであるか、そういう形に該当するんじゃないかということで、時津警察署等を含めまして情報提供をしております。また、先程ありました県の消費者センターの方にも、そういうお話がないか確認をさせていただいている状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

長崎県が平成28年から5か年、今年度まで実施している「第3次長崎県消費者基本計画」の中にも消費者被害の例として「独居老人を狙った催眠商法というものがある」と明記されているんですね。「地域において高齢者等被害に遭いやすい消費者を見守ることが不可欠」というのも、この基本計画に書いてありますので、是非、積極的に町の方が主体的に気付いて注意していただければと思うんですが。と言うのも住民を守るためには、被害の声が無いからとか、悪質業者という証拠が無いからという、いわば相談があるまで待つような及び腰ではいけないんじゃないかなと思うんですね。先程のように典型的な集客手法というのがあるわけですから、例えば新聞の折り込み等にそういうのが入ってたっていうようなことがあれば、実際に中でどういうことが行われているか、実際にお客の一人として入ってみるとか、そういった事業者じゃないかを確認するとかっていうことぐらいはやって良いんじゃないかと私は思うんですが。言ってみれば、積極的な実態把握や調査や行政指導を行うためにも、先程の町独自の条例があった方が良くないかと思って、先程の当初の質問でさせていただいたんですが。と言うのも、条例で先程、御答弁の中に長与町には「長与町犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」があるということでしたけれども、この条例を読んでも、例えば「自主的又は自発的に地域の安全を確保するための活動に積極的に取り組み、助け合いの精神に根ざした良好なコミュニティをはぐくむよう努めるものとする」ですとか、「町は、町民等が行う地域安全まちづくり活動を促進するための必要な支援を講じるよう努めなければならない」という、ちょっと具体性に欠けると言いますか、大事なことは書いてあるんですが、ちょっと理念的かなというのがあるって実効性に欠ける印象があるんですね。やっぱりもっと、もう長与ではこういう条例があるから商売できないというような条例があった方が良くないかと思ひまして、いろいろ調べたんですが、長崎県の条例の方も

不当な取引方法の防止という条文に「消費者に虚偽の事実を告げることや取引を強要すること等」というような書き方で、ちょっとこれも催眠商法じゃなくて、もっと悪質なというか犯罪に近い詐欺とか、脅迫のようなものを防止するようなものかなという感じなんですね。長崎市はもうちょっと踏み込んで「販売の意図を隠し、消費者に契約の締結を勧誘または締結させる行為」を不当な取引行為と定義した条文が長崎市消費生活条例にあります。他県も調べましたら、新潟市の消費生活条例はさらに具体的で、条例で禁止する不当な取引行為としてはっきりと「催眠商法による不適切な勧誘」とあるんですね。読みますと「主たる販売目的以外の商品又はサービスを無償又は著しく廉価で供給して、又は供給すると言って消費者を集め、閉鎖的な場所で不当な購買意欲をあおり、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為」。かなりもう、催眠商法そのものをやってはいけないというふうに指定しているんですね。なので、こういうふうにはほかの市町でも条文化できるのであれば長与でも可能だと思いますし、先程御答弁の中には、消費生活センターというのは町独自でというのは難しいということで、私もそれはかなり費用が掛かることでもあって、ちょっと難しいと思うんですが、必ずしもこういう消費生活条例というのは、消費者センターの設置も織り込まないといけないということはないと思いますので、今日と同僚議員の質問で、事故も起こってからでは遅いというのがありましたけど、やっぱり被害が起こってからでは遅いと思いますので、こういう具体例も他の市町ありますので検討していただければと思うんですが、改めてもう一度お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今、いろいろな市の条例のことを議員の方から御指摘いただきました。町としまして、この条例に関しまして調べているところではございましたけれども、やはり各市の条例を見ますと、先程言った消費者センターの組織的な定めが同時にされているような条例でございました。これは恐らく専門的な専門員を設置するために、センターという形で条例がうまく稼働するような、使っていけるような体制作りっていうことも含まれてるんだろうというふうに認識しております。そういうことで、先程議員から御指摘もありましたように、町独自で条例を制定することになりますと、私たちはやはりセンターのことも、その専門員のことについても検討していく必要があるのかというふうに考えておりましたものですから、独自の条例制定は難しいというふうに考えておりました。そういう独自の条例という形ではなく、先程町長の答弁にもございましたが、警察署とかの協定とか、先程の条例、もしくはそれに伴って条例の中身について各関係機関と連携しながら、社会福祉協議会であったり、民生委員であったりというような組織と連携を取りながら、高齢者の見守り活動を含めたところで検討してまいっております。そういうことを考えまして、今のところ条例化が難しいということで考えておりますが、逆

に条例化だけでなく、高齢者の見守り活動を含めたところの研修会であったり、そういうものが条例の中で謳われておる所もありましたものですから、そういうものに力を入れていければなというふうな段階で、今は考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。そうしますとちょっと質問が前後するというか、先程の最初の答弁にあったその相談が1件、過去5年にあったということですから、これに対してその1件、どのような形で対応して、どのような結果というか経緯になったかっていうのは、町がどういうふうな対応をしているかということで、お聞かせいただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

平成28年度の1件につきましては、先程答弁にもありましたクーリングオフという制度がございまして、それにまだ間に合う時期、早期の発見ということでございまして、クーリングオフができる体制を取りまして、契約後の一定期間内であれば無条件に契約が解約ができる制度を設けていますけれども、契約書面を受け取った日から起算しまして、訪問販売や電話勧誘など8日以内ということがありましたものですから、その方については全額返金いただいて解決したという1件でございますので、相談していただいた方には被害が及ばなかったという案件でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。クーリングオフというのはあるんですけれども、先程説明したように、そういうのも見越してなのか、こういう催眠商法の業者というのは結構短期間で商売してすぐ行方をくらますというケースもあるので、その件は解決したと思いますが、事前の防止というのを考えていただければと思います。先程、ネットワーク、時津署と協定等を結んでいろいろ対応しているというお話がありましたけれども、私もちょっといろいろ催眠商法等、悪質商法に対する行政の取組というのがどうなってるのか調べたら、今、消費者庁が平成26年に各自治体に消費者安全確保地域協議会の設置を進めているとあったんですね。これは悪質な業者から押収した顧客名簿、言葉は悪いですがいわゆるカモになりそうな、そういう人たちの名簿を、協議会を構成するネットワークで共有して、高齢者や障害のある方などの、いわゆる要配慮消費者と呼ばれる方々を見守るなどして、被害を未然に防止したりするものなことなんです、この消費者安全確保地域協議会については、長与町はこれから設置の予定、またはこれまでに設置の検討を行ったことはありますか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

この地域協議会につきましては、現在のところこちらで検討した経緯はございません。この協議会につきましては議員がおっしゃったとおり、現在のところ指定都市と中核市に国の方が周知をしております。ただし、今後におきましては、市町のレベルまでそういう形で対象となる予測がされておりますので、そういう周知がされてくれば、町の方としても検討していかなければならない事項かというふうに認識しております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

今現在、長崎県内で9つの市町に設置されていて、中に東彼杵町も確か入ってたりするので極端に大きな市だけとは限らないと思うんですが、消費者庁によると、この消費者安全確保地域協議会っていうのは、もし、その自治体、地域に、高齢者、障害者を見守るネットワークがあれば、このネットワークがそのまま所定の手続きを経て消費者庁の認定を受ければ、消費者安全確保地域協議会として先程の名簿の共有などが適用できるようになって、より見守りの実効性が高まるということらしいんですね。実際に導入している自治体も元々そういう地域に高齢者、障害者の方を見守るネットワークがあって、それを消費者安全確保地域協議会にしているということなんですが、今、住民福祉部の方がいらっしゃるので伺いますが、長与町にはこういう高齢者、障害者の見守りネットワークのような、例えば民生委員や包括センターなど、また行政などが連携するネットワークというのはありますか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

長与町の方ではそういったネットワークという形では形成はしてありませんが、個別に、例えば民生委員を通じてそういった連絡とかは差し上げております。また、県の方で長崎県見守りネットワーク推進協議会というものが平成29年よりありまして、そちらの方に参加させていただいておりますけれども、市町の方でも徐々に浸透しつつありますので、そういったものについては検討していく必要があると考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

消費者庁の方でも、やっぱりゼロから地域協議会というのを消費者の見守りのために作るっていうのは難しいと考えているようで、そういった既存のネットワークがもしあれば、それをこの協議会にするというようなことが良いんじゃないかと進めていて、た

だそれに対してその消費者庁の調べによると、長与で言うと地域安全課と福祉部局の連携が取れるのかが心配であるというようなことが、自治体などから声があるらしいんですね。ただ、それに対して消費者庁は、消費者安全地域協議会を設置したことによって、結果として見守りの実効性が上がって見守り事業が円滑に進むようになったですとか、福祉部局との関係が深まり見守り体制が強化されたというような意見もあるそうなんです。なので、是非ここは縦割りじゃなくて、横で連携を取っていただいて、そういう高齢者、障害者の方を様々なそういうトラブルから見守るネットワークを作っていたら、是非お願いしたいと思います。

1番については以上で終わらせていただきまして、大きな2番の方なんですけど、先程の試験の過程、筆記試験と面接が2回ということでしたけれども、いわゆる募集に対してまずは履歴書のような書面で応募してくると思うんですけど、もちろん採用条件に合っていない年齢であったり、経歴であったりすれば、当然その段階で落ちると思うんですけど、そうではない方は、この筆記試験というのは全員受けられるものと考えてよろしいんですか。書類の段階で、例えばたくさん応募があって、学歴と言うとあれですけど、例えば学校のランク度が低いから試験までも受けられないとかはない。条件に合った方の応募してきたものであれば、筆記試験は受けられるということでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

まず申込者に対して受験者、行政の大卒を例に挙げて申し上げますと、今回で言えば91名の応募があり、実際に受験いただいたのは58名となります。この差は、こちら側から受験申込書を提出いただいた結果、お断りするかそういったものではなくて、あくまでも受験者本人様の都合で当日受験に来られなかった数でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。そうしますと、まず、最初の質問の前提にあった6対1というふうに申し上げましたが、伺いますと、昨年中に既に働いてもらっている女性の職員が2名、専門職の方がいらっしゃるということで、厳密には6対3ということですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

令和2年4月1日に向け採用を行って、最終的に議員がおっしゃるとおり6対3で、既卒者が昨年10月に2名採用ということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

その点では、最初の質問の内容が比率に関しては間違ってたところがあったかもしれませんが、いずれにしても、それでも2対1の差があると思うんですね。女性活躍推進法に基づいて公表されている長与町の現在の職員の男女比率というのを見ると、専門職はやはり男女ともに応募はしているとはいえ、やっぱり募集してくる方が男女偏る職種もあるようで、保健師や栄養士は全員女性であったりというのもあると思うんですが、一般の事務職員でいくと女性の割合が32.3%、管理職でも女性の割合が27%となっているようで、やっぱりこれはある意味、事務職員の比率と管理職の比率っていうのはやっぱり比例しているというか、連動してるのかなと思うんですね。なので、やっぱり最初の採用の時点で、本来は半々ぐらいになるようなのが望ましいですし、そうあるべきだと思うんですが、もちろん最初の御答弁にあったと思いますが、能力等で選考するので最終的に男女が偏るということはあると思うんですが、そうとは言っても、やっぱりここ過去3年ぐらい、平成29年は女性の割合が採用率50%で半々でしたが、その後は18.2%、33.3%というふうになってるので、政府が進める女性活躍というのを進める意味でも、結果がこうなってる以上、女性の応募を増やす何らかの工夫が必要なのかなと私は思うんですが、どうなんでしょうか。今後、先程おっしゃった募集の方法等を、例えば女子高や女子大とかいうのに県外も含めて、今まで募集してなかったような所まで手を回していくとか、何かしらそういう工夫をされるおつもりはありますか。それともやっぱり能力で選んだ結果こうなるということで、今後も募集方法等は今のままでいく予定か。ちょっとその辺があればお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

女性活躍推進法で目指す、議員のおっしゃる女性の管理職登用率。やはりこちらを大きく上げるためには採用のときからが大事になるというのはもちろん理解しております。そういった中で、漫然とこのままで良いんだということで私どもも考えておりません。ですので、今後、確かに現状長与町に魅力があるとの思いを持った方が受験に来ていただいているところではあるんですけど、それを少しでも広げるような形で研究は重ねていきたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

今おっしゃった長与町に魅力があると思っていただいて、女性の方にも応募していただくっていうのは大事だなと思うんですが、ちょっとそれに関連して、例えば、今、長与町の庁舎において、女性に限らないんですが、セクハラの相談とかを受ける部署とか、窓口というのは庁舎内にあるんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

はい、相談窓口もございます。私ども総務課が所管になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。是非そういうのも積極的にアピールして、女性に優しい職場。女性にだけと言うとあれかもしれないんですが、女性が応募してきたくなる職場にしていただければと思うんですね。昨年12月20日に国の「第2期まち・ひと・しごと総合戦略」というのが閣議決定されましたが、この策定の過程で実施された20歳から34歳の地方圏から東京圏へ移住した人を調査した結果、そのうちの女性からは「女性が活躍できる仕事は東京圏に多い」「東京圏の方が女性の採用に力を入れている」など、やっぱり地方の仕事環境というか、募集環境だったり職場環境に不満があるという結果があるらしいんですね。やっぱり女性が多く戻ってくると言うのであれば、一度出て行った方もまた就職等で長与に戻ってきたいと思ってもらうことが、今後の定住人口の増加や少子化の解決にも繋がると思いますので、是非、採用の方も工夫をして行っていただきたいと思うんですが、最後にもう1問だけ。男女雇用機会均等法ですとか障害者差別解消法、こういったものによって採用の、いわゆる性別の違いや障害の有無によっての差別は法的に禁止されていますけれども、日本ではいまだLGBT差別解消法というようなものは存在しないんですね。そのせいかどうかは分かりませんが、実際に日本で、これは長与町のことではありませんが、日本で就職活動の際にいわゆるLGBTの方がテストや面接で合格点だったにも関わらず、性自認と戸籍上の性別が違うということで不採用になったり、面接を途中で打ち切られたりというケースが実際に起こっているそうなんです。これは非常に大事なことなので、全ての人の人権に関わることなので、ある意味当然の答えがいただけると思うんですが、念のために伺いますが、もし今後、本町の職員募集にLGBTの方が応募してきたり、また、その後ももちろん面接まで進んだりしても、LGBTであるという理由での差別や区別は一切行わず、能力や経験等によって、公平に審査は当然なされると考えてよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

今後に限らず、現在においてもでございますけれども、特に面接に当たっては、面接官に対しては事前に説明会辺りを行いまして、差別的発言であるとか、禁止事項を十分留意していただきながら取り組んでいるところでございます。この姿勢としましては、今後も「性別に関係無く」という意味合いにおいて続けてまいりますので、その辺は御

了承いただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。そうしますと、先程の履歴書の性別欄とか写真というのも基本的には不要になるのかなというか、LGBTの方でやっぱり書類の性別と写真がちょっと違うんじゃないかとかということで、非常に応募がためらわれたりという方もいらっしゃる。そういうこともあるので、先程の履歴書の件も、今後は本当に必要最低限、資格に当たる年齢かどうかの確認だったり、そういったものを是非、率先してというか、今後はそういう世の中にもなっていくと思いますので、使えるようにして、広く募集をしていただければと思います。以上で終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

（散会 15時32分）